

(1) 郡山市介護保険運営協議会の概要について

ア 設置の根拠

本市における介護保険事業の円滑な運営を図るとともに、より質の高い高齢者福祉サービスの提供に資することを目的とし、高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の策定、変更及び進行管理に関する重要事項を審議するため、「郡山市介護保険運営協議会」を設置する。

(郡山市介護保険条例第 18 条)

イ 組織等

郡山市介護保険運営協議会は、次に掲げる方の中から市長が委嘱する 12 名以内の委員をもって組織する。なお、委員の任期は 3 年であり、再任されることができる。

- 被保険者
- 居宅サービス事業若しくは居宅介護支援事業従事者、介護保険施設に勤務する者
- 学識経験者
- 公益代表者

(郡山市介護保険条例第 19 条)

ウ 主な所掌事務

- 介護保険サービス量等の各種施策について、計画の達成状況の分析や評価を行う。
- 高齢者福祉計画・介護保険事業計画の策定等における重要事項を審議する。

エ 今後の会議開催等の予定

<2021 (令和 3) 年度>

- 会議開催 年 3～4 回
計画における各種施策の進捗状況の分析、評価

<2022 (令和 4) 年度>

- 会議開催 年 3～4 回
計画における各種施策の進捗状況の分析、評価
次期計画策定に係る各種調査に関する審議

- 次期計画策定に係る先進地視察

<2023 (令和 5) 年度>

- 会議開催 年 5～6 回
- 計画における各種施策の進捗状況の分析、評価
- 次期計画策定における審議